

# 委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

**第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100>

099

## （共通仕様書の読み替え）

**第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

**第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下

となった場合は、評価は行わないものとする。  
委託業務（土木）成績評価の選択制試行要領  
徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

#### （受発注者共同による品質確保）

**第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

#### （ウィークリースタンス）

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

（1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### （業務スケジュール管理表）

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### （Web会議【発注者指定型】）

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### (Web検査【発注者指定型】)

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### (業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

**第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### (オンライン電子納品)

**第11条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

#### (情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

**第12条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

### **(本業務の特記仕様事項)**

**第13条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

#### **1. 業務目的**

本業務は、道路啓開計画ガイドライン（令和7年7月）や、南海トラフ巨大地震の徳島県津波浸水想定（令和7年9月）を踏まえた四国広域道路啓開計画【地震・津波編】（令和8年3月）を基に、徳島県道路啓開計画（南海トラフ地震対策編）の改訂に向けた検討及び資料作成を目的とする。

#### **2. 業務概要**

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備
- (3) 資料収集整理
- (4) 救命救急活動ルートの路線・区間の検討
- (5) 資機材の備蓄・調達の検討
- (6) 液状化対策の検討
- (7) 応急橋梁の配備検討
- (8) 道路啓開担当業者割付図の修正
- (9) 協議会等関連資料作成
- (10) 報告書作成

#### **3. 業務内容**

##### (1) 打合せ協議

本業務の打合せは業務着手時、中間打合せ（5回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

##### (2) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、実施方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

##### (3) 資料収集整理

業務の遂行に必要な関係資料やデータを収集・整理する。

- ・道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】
- ・徳島県南海トラフ巨大地震被害想定、徳島県津波浸水想定
- ・徳島県地域防災計画
- ・四国広域道路啓開計画【地震・津波編】

- ・徳島県道路啓開計画、徳島県道路啓開作業実施手順書
- ・道路啓開担当者割付図（各支部） など

#### （４）救命救急活動ルートの路線・区間の検討

防災拠点の機能や役割等を踏まえ、救助活動拠点のうち重要度の高い救命救急活動拠点を選定し、救命救急活動ルートの路線・区間のリスト及び地図を作成する。

#### （５）資機材の備蓄・調達の検討

- ①被災想定（橋梁の段差\*、法面崩落、沿道建物の崩壊等）を基に、資機材（砕石、大型土のう、バックホウ、ブルドーザ等）の必要量を算出する。
- ②道路管理者保有の資機材に加え、建設業者が平時より保有している資機材の備蓄量を把握し、①の必要量を基に不足量を算出する。なお、建設業者保有の備蓄量については、発注者から受注者へ提供する。
- ③大量のガレキや法面崩壊による土砂の発生に備え、あらかじめ搬出可能な仮置き場の候補地を検討する。
- ④上記①②で検討した結果を踏まえ、備蓄資材を配備する箇所を検討し、③の仮置き場の候補地とともにリスト及び地図を作成する。  
※橋梁の段差に必要な砕石量や備蓄箇所の検討については、検討済み。

#### （６）液状化対策の検討

被害想定（液状化危険度分布図\_R8.2）を基に、主要幹線道路（国道11号・55号）から空港（徳島飛行場）や港湾（徳島小松島港・橘港：重要港湾、浅川港：地方港湾）へと至る緊急輸送道路において、沈下量や地下埋設物の浮き上がりなど液状化リスクの評価を行い、道路啓開に必要な応急対応策を検討する。ただし、臨港道路については、既存の対策資料も活用し整理すること。なお、資料については、発注者から受注者へ提供する。

#### （７）応急橋梁の配備検討

- ・国や地方自治体等が保有する応急橋梁の現状の整理（保有数、規格、保管方法等）
- ・新規保有する応急橋梁の基本仕様の検討（活荷重、有効幅員、橋長等）
- ・応急橋梁の配備検討（配備候補地、保管方法等）

#### （８）道路啓開担当者割付図の修正

上記（４）で検討・整理した結果を踏まえ、徳島県道路啓開担当者割付図を修正する。

#### （９）協議会等関連資料作成

徳島県道路啓開計画策定等協議会や部会で必要となる協議資料や議事録などの関連資料の作成や会議設営等を支援する。（協議会・部会それぞれ2回、計4回の開催を

想定)

(10) 報告書作成

上記内容について、報告書として取りまとめる。

**4. その他**

受注者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・調整等の必要が生じた場合は、その段階で発注者とその対応について協議するものとする。

本特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。